

(51)Int.Cl.⁷

F I

H 0 4 L 29/06

H 0 4 L 13/00 3 0 5 B

G 0 6 F 13/00

G 0 6 F 13/00 3 5 3 C

H 0 4 L 29/04

H 0 4 L 13/00 3 0 3 B

請求項の数2 (全9頁)

(21)出願番号 特願2000-191179(P2000-191179)
 (22)出願日 平成12年6月26日(2000.6.26)
 (65)公開番号 特開2002-009873(P2002-9873A)
 (43)公開日 平成14年1月11日(2002.1.11)
 審査請求日 平成12年6月26日(2000.6.26)

(73)特許権者 390014306
 防衛庁技術研究本部長
 東京都新宿区市谷本村町5番1号
 (73)特許権者 000005223
 富士通株式会社
 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番
 1号
 (74)代理人 100083297
 弁理士 山谷 皓榮
 (74)代理人 100096530
 弁理士 今村 辰夫
 (74)代理人 100103827
 弁理士 平岡 憲一
 (72)発明者 竹之上 典昭
 茨城県猿島郡三和町東山田1597-50
 最終頁に続く

(54)【発明の名称】データコンテナによる通信処理装置及び通信処理システム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

端末装置間でデータ処理を実行するための関数を含めた構造定義であるところのクラスを用いたデータ通信を行うデータ通信処理装置であって、
 前記通信データを処理するタイプと、前記記入された通信タイプにより処理される通信データ部分とを、同一のコンテナ中に格納した、クラスにより、端末装置間でデータ通信を行う通信手段と、
 を有することを特徴とする通信処理装置。

【請求項2】

データ送信端末が、自装置タイプを出力する自装置タイプ出力手段と、
 データコンテナに自装置タイプ及び属性を—列化データにする—列化データ手段とを有し、
 データ受信端末が、データ受信端末の自装置タイプとデータ送信端末の自装置タイプを比較する比較手段と、
 前記比較手段が不一致と判断すると、データ送信端末のデータをデータ受信端末のタイプのデータに変換するコード変換手段とを有すること、
 を特徴とするデータコンテナによる通信処理システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明はデータコンテナによる通信処理装置に係り、端末装置間で通信を行う場合に、通信を行うデータのフォーマットを追加や変更しても、端末装置間の通信インタフェースやデータ型定義の変更の必要がないようにした通信処理装置及び通信処理システムに関する。

【 0 0 0 2 】

【従来の技術】

従来、端末装置間の通信においては、図 6の 1 ~ 6 に示す如く、端末装置 1 0 0 と端末装置 1 1 0 間でデータの送受信を行う場合、1 例えば端末装置 1 0 0 から検索データ 1 を端末装置 1 1 0 に送出して、2 端末装置 1 1 0 ではこれを受信し、3 この検索データ 1 にもとづく検索結果 1 を送信する。4 そして端末装置 1 0 0 はこの検索結果を受信する。

10

【 0 0 0 3 】

5 次に端末装置 1 0 0 は端末装置 1 1 0 に対し、例えば登録用の入力データ 1 を送信する。6 端末装置 1 1 0 ではこの入力データを受信し、端末装置 1 1 0 のデータベースに登録する。

【 0 0 0 4 】

このような処理が行われるとき、図 6の検索データ 1 (網掛け部分) のフォーマットを変更した場合、図 6の 1 、 2 のインタフェースが変更される。そのため端末装置 1 0 0 の検索処理及び端末装置 1 1 0 の受信処理の両方で改修が必要となる。

【 0 0 0 5 】

また図 6の 1 ~ 6 の破線に示す如く、新たな検索処理を追加する場合、新たなインタフェース 1 ~ 6 が追加される。そのため端末装置 1 0 0 及び端末装置 1 1 0 で新たな 6 つの処理を作成する必要がある。

20

【 0 0 0 6 】

【発明が解決しようとする課題】

このように従来では、通信を行うデータのフォーマットを追加や変更すると、端末装置間の通信インタフェースの変更が必要になるという問題があった。

【 0 0 0 7 】

従って本発明の目的は、このような問題点を改善するため、通信を行うデータのフォーマットを追加や変更しても端末装置間の通信インタフェースの変更の必要のないデータコンテナによる通信処理装置及び通信処理システムを提供することである。

30

【 0 0 0 8 】

【課題を解決するための手段】

図 1により本発明の概略を説明する。図 1において 1 はデータ送信端末、2 はデータ送信端末アプリケーション、3 はデータ登録処理手段、4 はデータ送信端末側の通信処理手段、5 はデータコンテナ、1 0 はデータ受信端末、1 1 はデータ受信端末アプリケーション、1 2 はデータ受信端末側の通信処理手段、1 3 は受信処理手段である。本発明の前記目的は下記 (1)、(2)によるデータコンテナによる通信処理装置及び通信処理システムにより達成することができる。

【 0 0 0 9 】

(1) 端末装置間でデータ処理を実行するための関数を含めた構造定義であるところのクラスを用いたデータ通信を行うデータ通信処理装置であって、前記通信データを処理するタイプと、前記記入された通信タイプにより処理される通信データ部分とを、同一のコンテナ中に格納した、クラスにより、端末装置間でデータ通信を行う通信手段と、を有することを特徴とする。

40

【 0 0 1 0 】

(2) データ送信端末が自装置タイプを出力する自装置タイプ出力手段と、データコンテナに自装置タイプ及び属性を系列化データにする系列化データ手段とを有し、データ受信端末が、データ受信端末の自装置タイプとデータ送信端末の自装置タイプを比較する比較手段と、前記比較手段が不一致と判断するとデータ送信端末のデータをデータ受信端末の

50

タイプのデータに変換するコード変換手段とを有することを特徴とする。

【 0 0 1 1 】

これにより下記の作用効果を奏することができる。

【 0 0 1 2 】

(1) 通信データを処理するタイプと、これにより処理される通信データ部分を同一のコンテナ中に格納したデータコンテナにより端末装置間のデータ通信を行うようにしたので、送受信データのフォーマット変更した場合は改修はデータコンテナの内部処理のみでよく、端末装置の処理は改修不要であり、また新たな検索処理を追加しても新たなインタフェースを作成する必要はなく、そのため改修はデータコンテナ内部処理の追加のみでよく、各端末装置の処理は改修不要である。

10

【 0 0 1 3 】

(2) 端末装置間の通信データ型を系列化データにより通信するとともに、これらの装置タイプをこの系列化データに記入しておき、不一致のときはコード変換手段を動作させ、データ受信側のデータにコード変換するので、各端末装置が変わってもデータのコンバートや通信処理を改修する必要がない。

【 0 0 1 4 】

【 発明の実施の形態 】

本発明の一実施の形態を図 2 ~ 図 5 にもとづき他図を参照して説明する。図 2 は本発明の一実施の形態、図 3 はデータ送信時におけるデータ送信端末の処理フロー及びクラス図、図 4 はデータ受信時におけるデータ受信端末の処理フロー、図 5 はデータコンテナ化におけるデータ接受説明図である。

20

【 0 0 1 5 】

図中他と同記号は同一部を示し、1 はデータ送信端末、2 はデータ送信端末アプリケーション、3 はデータ登録処理手段、4 は通信処理手段、5 はデータコンテナ、6 は自装置タイプ保持手段、10 はデータ受信端末、11 はデータ受信端末アプリケーション、12 は通信処理手段、13 は受信処理手段、14 はタイプ比較手段、15 はコード変換手段である。

【 0 0 1 6 】

データ送信端末 1 はデータ受信端末 10 に対しデータ検索要求、登録要求等種々の処理の要求を行うものである。

30

【 0 0 1 7 】

データ送信端末アプリケーション 2 は、データ送信端末 1 を動作させるために必要なアプリケーションプログラムである。

【 0 0 1 8 】

データ登録処理手段 3 は、データ受信端末 10 に対して処理要求を行う処理タイプをデータコンテナ 5 に対してセットするものであり、例えば登録、更新、データ検索等の通信タイプをデータコンテナ 5 にセットし、通信処理手段 4 に対し通信依頼を行うものである。

【 0 0 1 9 】

通信処理手段 4 はデータコンテナ 5 に格納されているデータを、ヘッダ、処理タイプ、通信データの順で系列化した系列化データを作成し、これをデータ受信端末 10 に送信するものである。

40

【 0 0 2 0 】

データコンテナ 5 は、データ受信端末 10 に対して処理要求すべき事項が記入されるものであり、処理タイプ (例えばデータ検索、データ登録) とその対象となる通信データを含むものである。この外に系列化を行うための系列化命令も含まれている。

【 0 0 2 1 】

データコンテナを、クラス図で示せば、図 3 (C) に示す如く、1 番目のフィールドにクラス名としてデータコンテナ、2 番目のフィールドに属性つまり 1 自装置が例えばウィンドウズか他の種類の装置かを示す装置タイプ、2 処理タイプ、例えばデータ更新、3 更新すべきデータを示す通信データ、例えば名前として富士通 太郎、性別とし

50

て男性・・・、3番目のフィールドに処理、一列化処理等を記入する。

【0022】

そして通信処理手段4がデータコンテナ5をデータ受信端末10に対して通信を行うときに、通信処理手段4がデータコンテナ5に対し一列化の命令の実行を発行すると、データコンテナ5は、前記一列化命令を実行する。そしてデータコンテナ5は 1 装置タイプを一列化する、 2 処理タイプを一列化する、 3 通信データを一列化する等の処理を行い、これらの一列化データが通信処理手段4からデータ受信端末10に送出される。

【0023】

自装置タイプ保持手段6は、データ送信端末1の機種を保持するものであり、例えばウィンドウズか他のものを保持するものである。この自装置タイプ保持手段6からの出力は、データ登録処理手段3によりデータコンテナ5に記入される。

10

【0024】

データ受信端末10はデータ送信端末1からの要求により、例えばデータ検索、更新、登録等種々の処理を行うものであり、データ送信端末1とはLAN、WAN等で接続されている。

【0025】

データ受信端末アプリケーション11は、データ受信端末10を動作させるために必要なアプリケーションプログラムである。

【0026】

通信処理手段12は、データ受信端末10に対して送信された前記一列化データを受信して、これを復元してデータコンテナ5を作り、これに対してアクションをかけるものであり、タイプ比較手段14及びコード変換手段15を具備している。

20

【0027】

受信処理手段13は、データコンテナ5からの受信依頼により、その処理タイプで処理の振り分けを実施し、例えば図2の例ではその通信データにもとづきデータ更新処理を実施するものである。

【0028】

タイプ比較手段14は、データ送信端末1と、データ受信端末10とが同じ装置タイプのものか否かを比較するものである。

【0029】

コード変換手段15は、タイプ比較手段14から不一致信号が出力されたとき、データ送信端末1から伝達されたコードに対してデータ受信端末10のタイプのコードになるようにコード変換を実施するものである。

30

【0030】

なおデータ送信端末1にも、同様のタイプ比較手段、コード変換手段が設けられ、不一致信号が出力されたとき、データ受信端末から伝達されたコードに対してデータ送信端末のタイプのコードになるようにコード変換を実施するものである。

【0031】

次に本発明の動作について説明する。

(1) 図3(A)に示す登録処理に先立ち、データ送信端末1では、オペレータが通信データ、例えば名前：富士通 太郎、性別：男性・・・を、図示省略したメモリ上のデータコンテナエリアにデータ入力というメニュー選択により入力する。次にオペレータは登録処理を行う。オペレータはメニュー選択により通信タイプを選択し、処理タイプとしてデータ更新を入力する。そしてこれによりデータ登録処理手段3が通信処理手段4に通信処理依頼を行う 1。なおデータ送信端末1が図示省略したメモリ上にデータコンテナエリアを展開したとき、データ送信端末アプリケーション2が自装置タイプ保持手段6から読み出した自装置タイプ(例えばウィンドウズ)を示す機種データを記入する。

40

【0032】

(2) 通信処理手段4はこの通信処理依頼を受けたとき、データコンテナ5に対して一列化の起動命令を発行し、一列化依頼を行う。これによりデータコンテナ5の一列化命令が

50

後述する一列化処理を実行し、一列化したデータをデータ受信端末 10 に送信する 2
。

【 0 0 3 3 】

(3) とところで前記 (2) においてデータコンテナ 5 の一列化処理に際し、図 3 (B) に示す如く、先ず自装置タイプをその一列化データのヘッダ部分に盛り込む。次に処理タイプに一列化命令を実行してこれを一列化し、通信データに一列化命令を実行してこれを一列化する。このように一列化した後で、前記 (2) に説明の如く、通信処理手段 4 がこれをデータ受信端末 10 にデータ送信する。

【 0 0 3 4 】

(4) データ受信端末 10 では、図 4 (A) に示す如く、データ送信端末 1 から送信された一列化データを通信処理手段 12 で受信する。そしてデータ受信端末アプリケーション 11 がデータコンテナ 5 を一列化データから復元するための処理を依頼する。そしてデータコンテナ 5 を復元したあと、このデータコンテナ 5 へのアクションを行う。 10

【 0 0 3 5 】

(5) 前記 (4) において、データコンテナの復元処理依頼にもとづき、その復元処理を行う場合、先ず一列化データのヘッダ部分に記入されているデータ送信端末 1 の装置タイプをタイプ比較手段 14 によりデータ受信端末 10 と同じ装置のものか否かを比較する。もし同一であれば、一列化データをそのまま復元し、データコンテナ 6 を復元する。しかし同一でなければ、コード変換手段 15 を動作させ、受信した一列化データに対してコード変換を実施しながらデータコンテナ 5 を復元する。 20

【 0 0 3 6 】

(6) 図 4 (B) に示す如く、それから通信処理手段 12 は、このようにして復元されたデータコンテナ 5 へのアクションを行うべく、受信処理手段 13 をコールする。これにより受信処理手段 13 は、データコンテナ 5 の通信タイプすなわち処理タイプを読み出し、通信タイプによる処理の振り分けを行う。例えば通信タイプがデータ更新であればデータ更新用のプログラムを動作させてデータ更新処理を行い、また通信タイプがデータ検索処理であればデータ検索用のプログラムを動作させてデータ検索処理を行う。

【 0 0 3 7 】

図 6 に示す如く、従来の端末装置間におけるデータの授受の場合、端末装置間の通信には通信ソフトが必要であり、通信ソフトから提供されるインタフェースがライブラリである 30 。そしてこのライブラリを使用するには必ず通信するデータ定義が必要となる。データ定義が変わってくるとインタフェースも変わるので作りかえることが必要である。

【 0 0 3 8 】

端末装置 100 から検索データ 1 による検索依頼を端末装置 110 に行い、端末装置 110 からこれに対する検索結果 1 を端末装置 100 に送出し、また端末装置 100 から入力データ 1 を端末装置 110 に入力要求する場合において、網掛け部分の検索データ 1 のフォーマットを変更したとき、 1 及び 2 のインタフェースが変更となり、そのため端末装置 100 の検索処理及び端末装置 110 の受信処理の両方でインタフェースの改修が必要となる。

【 0 0 3 9 】

また図 6 において、破線に示す新たな検索処理を追加するとき、新たなインタフェース 1 ~ 6 が追加され、そのため端末装置 100 及び端末装置 110 で新たな 6 つの処理を作成することが必要である。 40

【 0 0 4 0 】

しかし本発明のデータコンテナ化によれば、図 5 に示す如く、網掛け部分の検索データ 1 のフォーマットを変更した場合、改修はデータコンテナの内部処理のみでよく、各端末装置の処理は改修不要である。

【 0 0 4 1 】

また図 5 において、破線に示す新たな検索処理を追加する場合、新たなインタフェースを作成する必要はなく、実線矢印と破線矢印は同じインタフェースである。そのため改修は 50

データコンテナ内部処理の追加のみでよく、各端末装置の処理は改修不要である。

【 0 0 4 2 】

ところで特開平 8 - 2 3 5 0 9 8 号公報には、コード変換を実施する仕組みとして、クライアントに複数のコード変換テーブルを設け、クライアントからサーバに対して使用しているコード系を問い合わせることによりサーバのコード系に変換する手段を用いている。これに対し本発明では送受信データ内に送信元の装置区分を設定することにより、受信先で自装置のコード系に変換する手段を用いており、クライアントからサーバに使用しているコード系の問い合わせが不要のため通信回数が少なくてすむので、両者は明確に相違するものである。

【 0 0 4 3 】

【 発明の効果 】

本発明によるデータコンテナによるデータ通信処理装置及び通信処理システムにより下記の効果を奏することができる。

【 0 0 4 4 】

(1) 通信データを処理するタイプを記入した通信タイプ部分と、これにより処理される通信データ部分をデータコンテナにより端末装置間のデータ通信を行うようにしたので、送受信データのフォーマット変更した場合は改修はデータコンテナの内部処理のみでよく、各端末装置の処理は改修不要であり、また新たな検索処理を追加しても新たなインタフェースを作成する必要はなく、そのため改修はデータコンテナ内部処理の追加のみでよく、各端末装置の処理は改修不要である。

【 0 0 4 5 】

(2) 端末装置間通信データ型を系列化データにより通信するとともに、これらの装置タイプをこの系列化データに記入しておき、不一致のときはコード変換手段を動作させ、データ受信側のデータにコード変換するので、各端末装置が変わってもデータのコンバートや通信処理を改修する必要がない。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 本発明の原理説明図である。

【 図 2 】 本発明の一実施の形態である。

【 図 3 】 データ送信時におけるデータ送信端末の処理フロー及びクラス図である。

【 図 4 】 データ受信時におけるデータ受信端末の処理フロー図である。

【 図 5 】 本発明におけるデータコンテナ化におけるデータ授受説明図である。

【 図 6 】 従来例である。

【 符号の説明 】

- 1 データ送信端末
- 2 データ送信端末アプリケーション
- 3 データ登録処理手段
- 4 通信処理手段
- 5 データコンテナ
- 1 0 データ受信端末
- 1 1 データ受信端末アプリケーション
- 1 2 通信処理手段
- 1 3 受信処理手段

10

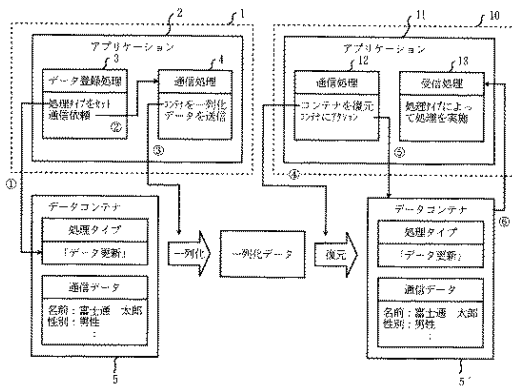
20

30

40

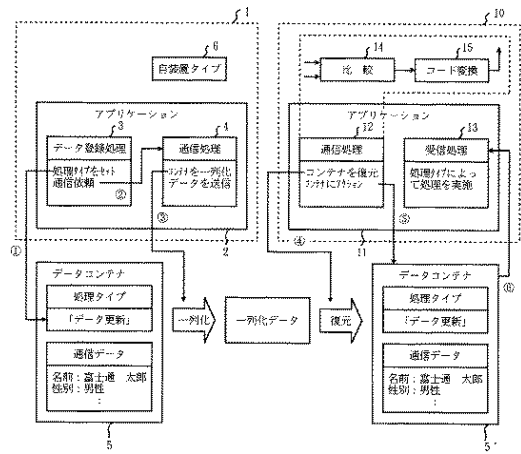
【 図 1 】

本発明の原理説明図



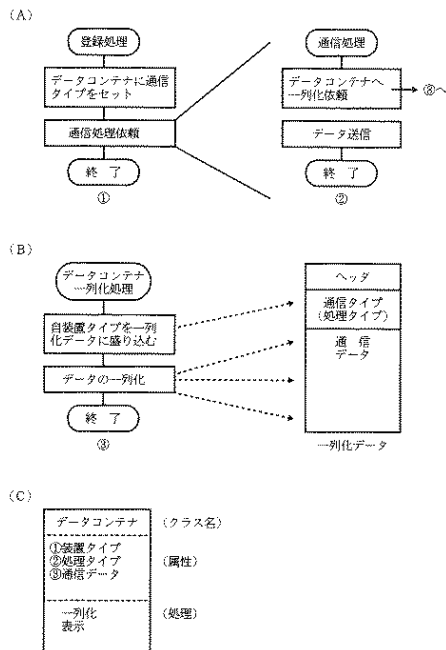
【 図 2 】

本発明の一実施の形態



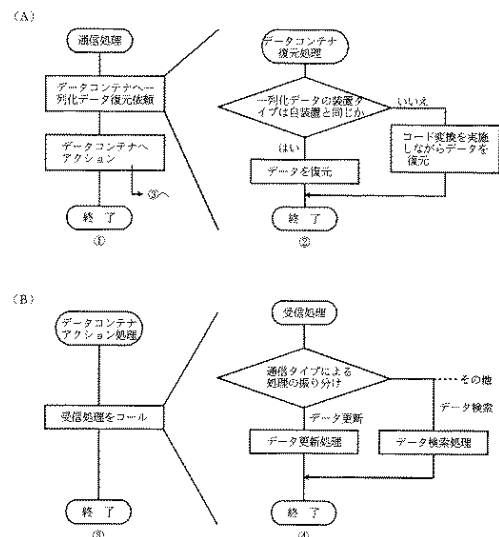
【 図 3 】

データ送信時におけるデータ送信端末の処理フロー及びクラス図



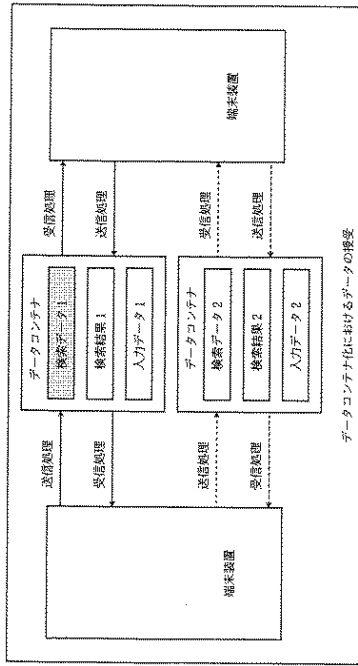
【 図 4 】

データ受信時におけるデータ受信端末の処理フロー



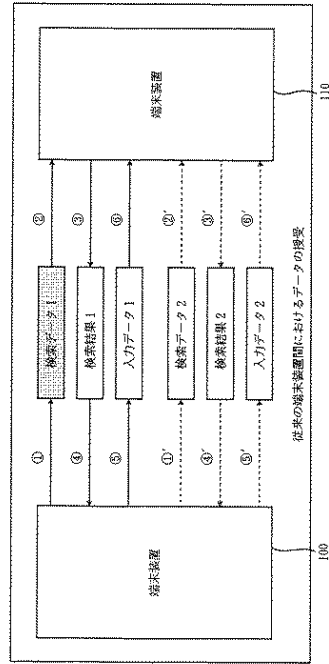
【 図 5 】

データコンテナ化における授受説明図



【 図 6 】

従来例



フロントページの続き

(72)発明者 渡辺 英晴

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

審査官 矢頭 尚之

(56)参考文献 特開平11-096237(JP,A)

特開平10-149320(JP,A)

特開昭63-292739(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

H04L 29/06

G06F 13/00 353

H04L 29/04